

告示

埼玉県告示第千四百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一四八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一四八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 七六三平方メートル

（変更後）位置 図面省略 七三六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 二一八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 二〇四立方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設①②④⑤⑥ 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設③ 午前六時から午後八時まで

（変更後）荷さばき施設①②④ 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設③ 午前六時から午後八時まで

荷さばき施設⑤ 午前零時から午前七時まで

ハ 変更年月日

令和五年十月二十七日外

ニ 届出年月日

令和四年十月十七日

二 縦覧期間

令和四年十月二十五日から令和五年二月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十五日から令和五年二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課